

## 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計 基準同注解」改訂（案）の概要

### I 見直しの背景

会社法の施行により貸借対照表の表示について、「資本の部」を「純資産の部」に改める等の改正が行われた。このため、独立行政法人会計基準に関連する項目を検討するとともに、実務上の観点から要請された項目、関連公益法人等の情報開示の充実等についても合わせて検討した。

### II 主な改訂項目（案）

（会社法施行に伴うもの）

1. 貸借対照表の表示の変更（「資本の部」⇒「純資産の部」）
2. 債券発行差金の廃止
3. たな卸資産（販売用不動産）への低価法の適用
4. 注記事項の見直し

（実務上の観点から要請された項目）

5. リース資産の会計処理
6. 引当外賞与見積額の行政サービス実施コスト計算書への追加
7. 減損における損益外処理の適用要件の明確化
8. 減損における固定資産の表示の変更

（情報開示の充実）

9. セグメント情報開示の充実
10. 運営費交付金の収益化基準の情報開示の充実等
11. 関連公益法人等の範囲及び開示内容の充実